

伊水総第 581 号
平成28年1月20日

伊賀市議会議長 中岡 久徳 様

伊賀市水道事業管理者職務代理者
水道部長 谷口 昌平

文書質問について（回答）

平成27年12月16日付け伊議第660号で要求があった文書質問について、下記のとおり回答します。

記

- ① 川上ダムにおける水源開発量を毎秒 0.6 m³から 0.358 m³に縮小しました。
水道部が水源開発量縮小に伴い、水資源機構に事業費を負担することになった理由を示されたい。

【回答】

川上ダム建設事業における縮小負担金については、平成23年2月に「川上ダム建設事業に関する事業実施計画（第2回変更）」が認可され、この計画に伴う利水・発電の撤退・縮小（伊賀市は利水縮小）により生じた負担金であり、平成20年度までの事業実施額を対象に平成22年度に1次精算が行われ、伊賀市の縮小事業費及び縮小分の建設利息の負担として、平成23年3月に独立行政法人水資源機構法第25条及び同法施行令第29条、30条の規定に基づき、水資源機構に対して支払いを行ったものです。

なお、伊賀市の利水参画量については、安定した水源の確保に苦慮していた伊賀地域の水需要に対応するため、平成8年10月に伊賀地域7市町村（当時）から三重県知事あてに、広域的下水道整備計画の策定について要請し、平成10年3月には三重県において「西部広域圏広域的下水道整備計画」が策定され、計画1日最大給水量48,500 m³（ダム水源開発量毎秒 0.6 m³）とし、補助水源として川上ダム、根幹的施設には「伊賀水道用水供給事業」が位置づけられ、その後、平成11年1月には三重県企業庁が事業に着手しました。その後の社会経済情勢等の変化により、平成15年度に受水予定市町村（現在の伊賀市）の水需要の見直しを行い、計画1日最大給水量を28,750 m³（ダム水源開発量毎秒 0.358 m³）に縮小したものです。

- ② 水道部にとって縮小負担金が何らかの価値を有するため、建設仮勘定に計上したというのであれば、どのような価値があるのかを示されたい。

【回答】

川上ダムについては建設途中の未稼働資産であるため、建設に伴う負担金等は建設仮勘定に計上していくこととなります。縮小負担金については、川上ダム建設事業の実施過程における計画変更によるものであり、ダム利水の取得に要する費用として必要な負担であるため、建設に伴う負担金と同様に建設仮勘定に計上しています。

=事務担当=

伊賀市水道部水道総務課

企画調整係・経理係